

鳥取県西部広域行政管理組合
火葬場指定管理者募集要項

令和2年7月

鳥取県西部広域行政管理組合

目次

I	鳥取県西部広域行政管理組合営火葬場の指定管理者の募集にあたって	1
II	桜の苑の概要	2
1	施設の概要	2
2	令和元年度の火葬件数、決算その他の運営状況	3
III	指定管理者の公募及び指定管理者候補団体の選定の概要	5
1	指定期間	5
2	指定管理者の業務	5
3	施設の管理運営方針	6
4	指定管理者の指定の基準	6
5	指定管理者候補団体の選定	6
IV	申請の資格及び概要	8
1	資格要件	8
2	失格要件	8
3	複数の団体が共同して行う申請	9
4	重複申請の禁止	9
5	申請にかかる経費	9
6	申請の辞退	9
7	重要事項の変更	9
8	その他申請に関する留意事項	10
V	公募のスケジュール及び手続きの概要	11
1	全体スケジュール	11
2	指定管理者募集要項等の配布	11
3	説明会及び現地見学会の開催	12
4	募集に関する質問の受付	12
5	募集に関する質問の回答	13
6	指定管理者の指定の申請の受付	13
7	1次選定の結果通知	13
8	申請団体による提案説明会の開催	13
9	選定委員会の開催	13
10	選定結果の通知	14
11	指定管理者の指定の議決	14
12	協定書の締結	14
VI	指定管理者の指定及び協定等	15
1	組合議会の議決及び指定管理者の指定	15
2	指定管理者の指定の取消し	15
3	協定書の締結	16

VII	提出書類等.....	17
1	提出書類.....	17
2	提出書類等の主な記載事項、作成上の留意点等	18
VIII	留意事項.....	22
1	事業継続が困難になった場合の措置	22
2	業務等の引継ぎ.....	22
3	災害時の業務変更.....	22
4	原状回復.....	22
5	公租公課.....	22
6	雇用確保.....	22
7	鳥取県西部広域行政管理組合監査委員等の監査	22
IX	別添資料等.....	23
	問い合わせ先.....	23

I 鳥取県西部広域行政管理組合営火葬場の指定管理者の募集にあたって

組合では、鳥取県西部広域行政管理組合営火葬場（以下「桜の苑」といいます。）における施設利用者に対するサービスの向上や業務の効率化、経費の節減等を図ることを目的に、令和3年度から指定管理者制度を導入することとしました。

火葬場は、住民生活にとって重要な業務内容を担う施設であることを十分認識し、指定管理者として、利用者を尊重した高い倫理性、利用者はもとより他のいかなる団体等に対しても有利な扱い又は不利な扱いを行うことのない公平性を保つとともに、利用者が安心して利用できる質の高いサービスの提供と施設の管理経費の節減が図られることを期待して、桜の苑の指定管理者を募集します。

※ 指定管理者制度とは

平成15年6月に地方自治法の一部が改正され、「公の施設」の管理については、従来の公共団体が出資する法人や公共的団体だけでなく、民間事業者なども含めた中で、その管理運営を行う者を選定し、委任することが可能となりました。この公の施設の管理運営に関する制度を「指定管理者制度」といいます。指定管理者制度では、公の施設の管理について、それぞれの施設の設置目的や活用方針に沿って最も適切な管理が行える者に委ねることが可能となりますので、施設利用者サービスの向上や業務の効率化、経費の節減等が期待されます。

II 桜の苑の概要

1 施設の概要

名称	鳥取県西部広域行政管理組合営火葬場 桜の苑	
所在地	鳥取県米子市長砂町 1066 番地	
供用開始年度	平成 3 年度 ^{※1}	
規模	敷地面積 8,035 m ² 延床面積 1,828 m ²	
構造	鉄筋コンクリート造り平屋建て（一部 2 階建て）	
施設概要	火葬棟	床面積 1,042.5 m ² 前室、告別室 2、見送りホール、炉前ホール、炉室、監視室、収骨ホール、収骨室 2、残骨処理室、霊安室（1 体）、従業員室、浴室、従業員休憩室、便所、台車庫兼作業室、空調機械室、電気室、倉庫 3 （車寄 面積 213.3 m ² ）
	待合棟 ^{※2}	床面積 697.9 m ² 玄関ホール、待合ホール、待合室 4、多目的室 1、更衣室 1、授乳室 2、光庭、便所（男子、女子、多目的）、喫茶コーナー、公衆電話コーナー、事務室、会議室、職員休憩室、倉庫
	附属棟	霊灰塔、車庫
	附属施設	駐車場（普通車 55 台、マイクロバス 2 台） 日本庭園 約 1,000 m ²
設備概要	火葬炉 7 基（再燃焼炉付台車式寝棺炉式） 汚物炉 1 基（再燃焼炉付固定炉床式） 使用燃料 LP ガス 火葬時間 約 75 分（火葬 60 分、冷却 15 分）	
設置条例等の名称	鳥取県西部広域行政管理組合営火葬場条例（以下「組合条例」といいます。） 鳥取県西部広域行政管理組合営火葬場条例施行規則（以下「組合規則」といいます。）	
休場日	1 1 月 1 日及び同月 2 日 2 ただし、管理者の承認を得て指定管理者が特に必要があると認める場合は、臨時に休場日を設け、又は休場日としないことができます。 （組合規則 第 2 条関係）	
火葬受付時間	1 午前 8 時 40 分から午後 3 時まで 2 ただし、管理者の承認を得て指定管理者が特に必要があると認める場合は、変更することができます。 （組合規則 第 3 条関係）	

※1 火葬炉補修工事の実績

耐火材のみ（平成 14、15 年度）

耐火材及び関連設備（平成 29、30 年度）

建物、設備改修工事の実績

火葬炉耐火物及び関連施設改修工事（平成 29、30 年度）

改修建築主体工事、改修電気設備工事、改修機械設備工事（令和 3 年 3 月完成予定）

※2 待合棟の各室は、令和 3 年 3 月完成予定の改修工事後の状況

2 令和元年度の火葬件数、決算その他の運営状況

(1) 火葬炉・汚物炉の使用件数

	大人	圏域外大人	子ども	圏域外子ども	死産児	圏域外死産児	改葬遺骸	圏域外改葬遺骸	系統解剖遺骸(主部)	産汚物		生体分離肢体	系統解剖遺骸(残部)
										件数	重量(kg)		
炉※	火葬				汚物		火葬		汚物			火葬	
件数	2,589	36	7	1	30	4	40	0	48	60	641	26	32

上記のうち、圏域内特例の件数 13件(組合規則第7条関係)

※ 主に使用する炉は記載のとおりであるが、対象の大きさ、棺の有無、収骨の有無により使用する炉を変更することがあります。

(2) 霊安室の使用件数

区分	件数
霊安室(死体)	34
圏域外霊安室(死体)	1
霊安室(死産児)	0
圏域外霊安室(死産児)	0

上記のうち、圏域内特例はなし(組合規則第7条関係)

(3) 決算の状況

項目	決算額(円)	備考	
人件費	8,778,473		
事務費	消耗品費	1,733,790	
	印刷製本費	248,655	
	通信運搬費	172,557	
	使用料	147,768	
事務費(小計)	2,302,770		
維持管理費	光熱水費	280,982	水道料金
	修繕料	49,320	1件5万円未満の修繕料
	委託料	42,833,300	火葬業務、清掃業務、庭園管理業務委託料ほか
維持管理費(小計)	43,163,602		
その他諸経費	1,098,930	浄化槽清掃手数料ほか	
合計	55,343,775		

※ 決算額は、指定管理料として指定管理者に支払うこととなる経費のみを計上しています。

※ 維持管理費には、建物、設備の改修及び維持管理に係る工事費、火葬炉及び関連設備の改修工事費(耐火材の全面積替えを含む。)は含まれていません。(当該経費は、組合が負担する経費)

※ 維持管理費の光熱水費には、電気代及びLPガス代は含まれていません。(当該経費は、組合が負担する経費)

※ 維持管理費の委託料には、夜警業務、電気保安業務及び除雪業務委託料は含まれていません。(当該経費は、組合が負担する経費)

(4) その他

① 受付停止日

組合規則第2条第2項及び第3条ただし書きの規定により、桜の苑の維持管理等のため火葬を執行しない日等があり、令和元年度は下記のとおり受付を停止しています。

日付	時間	事由
令和元年6月12日	全日	定期清掃（ワックスがけほか）
令和元年8月2日	全日	床下地盤調査
令和元年9月11日	全日	定期清掃（ワックスがけほか）
令和元年10月10日	9：00～14：00	ガス機器設備工事
令和元年11月25日	8：30～12：00	消防訓練
令和元年12月12日	全日	定期清掃（ワックスがけほか）
令和2年3月13日	全日	定期清掃（ワックスがけほか）

※ 受付停止日は、いずれも友引の日

② 行政財産の目的外使用許可

使用許可の内容	使用許可の相手方
案内看板	株式会社葬仙
喫茶※	桜の苑喫茶事業組合

※ 喫茶は、令和3年4月から指定管理者の業務の範囲に含まれます。

③ 災害時の応援協定

組合は、災害時の応援協定を次のとおり締結しています。

締結日	協定書名	協定の相手方
平成19年2月28日	災害時等における施設の相互支援に関する協定書	鳥取県東部広域行政管理組合 鳥取中部ふるさと広域連合
平成28年7月8日	災害時等における火葬施設の相互応援に関する協定書	松江市、出雲市、安来市、玉井斎場管理組合

Ⅲ 指定管理者の公募及び指定管理者候補団体の選定の概要

1 指定期間

令和3年4月1日から令和8年3月31日（5年間）

2 指定管理者の業務

(1) 指定管理者が行う業務

- ① 遺体の火葬、改葬に関する業務
- ② 産汚物、手術肢体、解剖遺体等の焼却に関する業務
- ③ 霊安室の管理に関する業務
- ④ 施設及び設備の維持管理に関する業務
- ⑤ 喫茶の運営に関する業務
- ⑥ 火葬場使用許可に関する業務（ただし、市町村の窓口において許可するもの^{※1}を除く。）
- ⑦ 火葬場使用料^{※2}の徴収に関する業務
- ⑧ 管理者が必要と認める業務

※1 市町村の窓口において許可するもの

利用者が、組合を組織する市町村のうち境港市を除く市町村（米子市、日吉津村、大山町、南部町、伯耆町、日南町、日野町又は江府町）の窓口にて埋火葬許可申請書を提出する際、同時に火葬場使用許可申請書が管理者に対し提出され、当該申請に対して当該市町村の窓口において管理者名で火葬場使用許可証を発行しますので、これを除く火葬場の使用許可が指定管理者の業務の範囲となります。

※2 火葬場使用料は組合の収入とし、その徴収については指定管理者が行うものとします。

(2) 指定管理者の業務に含まれないもの

- ① 火葬場使用料の額の決定に関すること。
- ② 行政財産の目的外使用許可に関すること。
- ③ その他施設の管理運営に関して基本的枠組みの設定に関すること。

(3) 第三者への業務の委託

指定管理者の業務を一括して第三者に委託することは禁止します。ただし、業務の主要部分でない施設の維持管理、清掃等の業務については、あらかじめ組合の承認を得た場合は個々に委託できるものとします。

なお、本組合の第三者への委託の考え方は次のとおりです。

○ 清掃、庭園管理などの個々の具体的業務については、組合の事前承認^{※1}を得た上で第三者に委託することができます。この場合における委託先は圏域内事業者^{※2}を活用してください。

圏域内事業者を活用する場合には、選定の際に加点します。

※1 組合が承認する第三者への委託業務は、原則として、次に掲げるアからウのいずれかに該当し、指定管理者選定時に組合が認めたものに限られます。

ア 専門的知識又は経験を必要とし、かつ、自ら行うことが困難なもの

イ 地方自治法施行令第167条の2第1項第3号の規定により随意契約をすることができる団体を委託の相手方とするもの（障害者支援施設、シルバー人材センター等）

ウ 委託することにより、利用者へのサービスの向上、その他桜の苑の設置目的の達成に資すると組合が認めたもの

※2 圏域内事業者とは、組合を組織する市町村の区域（以下「圏域」といいます。）内に本店、支店、営業所等を有するものをいいます。

(4) リスク分担

業務に関するリスク分担は、組合と指定管理者で締結する協定に定めるものとしますが、仕様書にその考え方を示します。

3 施設の管理運営方針

指定管理者として、利用者を尊重した高い倫理性、利用者はもとより他のいかなる団体等に対しても有利な扱い又は不利な扱いを行うことのない公平性を保つとともに、次の事項に留意のうえ利用者が安心して利用できるよう管理運営を行うこととします。

(1) 施設の運営について

- ① 公の施設であることを念頭に置いた施設運営に努め、利用者に対して平等に接すること。
- ② 利用者の安全対策に万全を期すこと。このため、危機管理体制を確立するとともに、組合や関係機関との連携体制を整備すること。
- ③ 関係法令のほか条例規則等を順守し、施設の設置目的に沿った管理運営を行うこと。
- ④ 積極的に利用者の意見を聴き、施設運営に反映するよう努めること。
- ⑤ 施設管理において取り扱う個人情報、極めて特殊であることを十分に認識し、個人情報の漏えいや取扱いの範囲を超えて使用することがないよう法令等を順守するとともに、情報セキュリティマネジメントシステムなどの外部機関による認証を得るなど、個人情報保護対策に万全を期すこと。
- ⑥ 施設内及び事務所内での営業活動や斡旋行為、又はこれらに類する行為は禁止とし、非営利性を確保すること（ただし、施設の特性を踏まえた自主事業や自動販売機の設置等、利用者の利便に資すると組合が認めるものは除きます。）。

(2) 施設、設備の維持管理について

- ① 施設、設備の機能と特性を十分に把握し、より質の高い水準を保つように努めること。
- ② 安全かつ清潔な管理に努めること。
- ③ 適正な管理と保守点検を行うこと。

4 指定管理者の指定の基準

- (1) 事業計画書による火葬場の運営が、利用者の平等な使用又は利用を確保するものであること。
- (2) 事業計画書の内容が、火葬場の効用を最大限に発揮させるものであるとともに、火葬場の管理の業務に係る経費の節減を図るものであること。
- (3) 当該指定申請を行った法人等が、事業計画書に沿った火葬場の管理を安定して行う能力を有するものであること。

5 指定管理者候補団体の選定

(1) 指定管理者候補団体の選定

指定管理者として指定する団体（以下「指定管理者候補団体」といいます。）は、「桜の苑指定管理者候補者選定委員会」（以下「選定委員会」といいます。）において「Ⅲ－4 指定管理者の指定の基準」に最も適合していると認められる団体を選定します。

具体的な審査は、指定管理者の指定の申請団体（以下「申請団体」といいます。）から提出される申請書類等を踏まえ、別添「桜の苑の指定管理者を選定するための評価基準」に基づいて行います。

なお、申請団体が5団体以上の場合、申請団体による提案説明会の前に選定委員会による書類審査（1次選定会）を実施します。

(2) 次点指定管理者候補団体の選定

選定委員会においては、上記(1)により選定された指定管理者候補団体の次に「Ⅲ－4 指定管理者の指定の基準」に適合していると認められる団体を次点指定管理者候補団体として選定します。

次点指定管理者候補団体は、指定管理者候補団体が組合議会の議決を経るまでの間に、新たに判明した事実により施設の管理を行うことが不相当と認められた場合等を想定して選定するものです。

IV 申請の資格及び概要

1 資格要件

(1) 申請できるもの

法人その他の団体（以下「団体」といいます。）

※ 個人による申請はできません。

(2) 申請の資格

① 圏域内に本店、支店、営業所等を有するもの

なお、複数の団体が共同して構成する団体（以下「共同企業体」といいます。）による申請の場合は、共同企業体を構成するいずれかの団体が圏域内に本店、支店、営業所等^{*}を有するもの

※ 支店、営業所等とは、以下のすべての要件をみなすものとします。

- ・ 支店、営業所等に常駐職員が配置されており、常時業務活動を行なっていること。
- ・ 圏域内の市町村に、直前の事業年度の支店、営業所等の法人住民税の納付実績があり、滞納していないこと。

② 地方公共団体での火葬業務の実績を有する者を専任の職員として配置することができ、指定期間中、桜の苑を安全かつ円滑に運転管理できる団体であること。

③ 次に掲げる事項に該当しないこと。

ア 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

イ 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 11 項の規定により指定を取り消され、その取消の日から 2 年を経過しないもの

ウ 当該法人等における無限責任社員、取締役、執行役若しくは監査役若しくはこれらに準ずべき者、支配人又は清算人のうちに、次のいずれかに該当する者があるもの

(ア) 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

(イ) 成年被後見人又は被保佐人（民法の一部を改正する法律（平成 11 年法律第 149 号）附則第 3 条第 3 項の規定によりなお従前の例により同法による改正前の民法（明治 29 年法律第 89 号）の規定が適用される準禁治産者を含む。）

(ウ) 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から 2 年を経過しない者

(エ) 公務員であった者であって、懲戒免職の処分を受け、その処分の日から 2 年を経過しないもの

(オ) 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。カにおいて同じ。）

(カ) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。）若しくは暴力団員の利益につながる活動を行う者又はこれらと密接な関係を有する者

2 失格要件

選定委員会の開催前に、事務局施設工事課において書類審査を行い、次の事項に該当する場合には失格とします。

(1) 「資格要件（申請できるもの）」に該当していないもの

(2) 「申請の資格」を満たしていないと認められたもの

- (3) 組合から指定管理者に対して支払う施設管理に要する経費（以下「指定管理料」といいます。）の提案について、指定期間中における総額が297,915千円（消費税及び地方消費税の額を含む。）を超えた収支予算書を提出したもの
- (4) 指定管理者の指定の申請にあたり、組合へ提出した書類あるいはその内容に明らかな虚偽が認められたもの

3 複数の団体が共同して行う申請

共同企業体による申請の場合は、共同企業体を組織し、代表となる団体により申請してください。この場合、共同企業体を構成する団体間の取決事項や責任割合等を明記した書類を、提出書類等と併せて提出してください。

申請後の連絡及び選定後の協議は代表団体を中心に行いますが、協定に関する責任は構成する団体すべてが負うことになります。

なお、共同企業体を構成する団体のすべてが、「IV-1-(2)申請の資格」を満たさない場合、当該共同企業体は失格とします。

4 重複申請の禁止

1団体1申請とし、複数の申請はできません。

また、共同企業体の構成団体となった場合には、別に単独で申請を行うことや他の共同企業体の構成団体となることはできません。

5 申請にかかる経費

申請に係る経費については、すべて申請者の負担とします。

また、申請書類等に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている業務の手法、維持管理方法、運営方法等を使用した結果生じる責任は申請者の負担とします。

6 申請の辞退

申請後から指定管理者の指定の議決を経るまでの間に、指定管理者の指定の申請について辞退する場合は、書面により届け出てください。書面の様式は任意とします。

7 重要事項の変更

申請書類等を提出した後の団体の法人格の変更（取得を含みます。）、共同企業体の構成団体の変更、その他の団体に関する重要事項の変更はできないこととします。

申請しようとする法人又は団体が、申請後に法人格等の変更を予定している場合は、必ず、申請前に事務局施設工事課に相談してください。

なお、法人における代表者の変更等、申請書の提出後に生じたやむを得ない変更があった場合は、別に届け出てください。

8 その他申請に関する留意事項

(1) 関係者との接触の禁止

本要項記載内容についての問い合わせは、巻末の問い合わせ先をお願いします。また、公募に関する質問や説明会等への出席などを除き、選定委員会委員及び本件業務に従事する組合職員と、本件申請に関連して接触することを禁止します。接触の事実が認められた場合、失格になることがあります。

(2) 申請内容の変更の禁止

提出された書類は、軽微な修正を除き、内容の変更をすることはできません。

(3) 追加資料の提出

組合が必要と認める場合には、追加資料の提出を求めることがあります。

(4) 提出書類等の取扱い

提出された書類等は、返却しません。

提出された書類等の著作権は、その申請をした指定管理者候補団体に帰属します。ただし、組合は、指定管理者の指定の決定の公表等で必要な場合は、事業計画書の内容を無償で使用できるものとします。

指定管理者候補団体又は指定管理者の事業計画書や収支予算書を組合ホームページで公表することとなった場合、組合は指定管理者候補団体又は指定管理者に対し、事業計画書や収支予算書の電子データの提供を求めることができるものとします。

V 公募のスケジュール及び手続きの概要

1 全体スケジュール

	内容	期日
1	募集要項等の配布	令和2年7月13日(月)～7月27日(月)
2	説明会及び現地見学会の開催	令和2年7月18日(土) 7月29日(水)
3	募集に関する質問の受付	令和2年7月27日(月)～7月30日(木)
4	募集に関する質問の回答	令和2年8月4日(火)
5	指定管理者の指定の申請の受付	令和2年8月3日(月)～8月24日(月)
6	1次選定会※	令和2年8月下旬
7	1次選定会の結果通知(発送)※	令和2年9月上旬
8	申請団体による提案説明会	令和2年9月中旬～下旬
9	選定委員会の開催	
10	選定結果の通知(発送)	令和2年11月上旬
11	指定管理者の指定の議決	令和2年11月下旬
12	指定管理者の指定の告示	令和2年11月下旬
13	基本協定書の締結	令和2年12月
14	引継ぎ及び年度協定書の締結	令和3年1～3月

※ 1次選定会は、申請団体が5団体以上の場合に実施します。なお、1次選定を実施しない場合、申請団体による提案説明会、選定委員会の開催の各期日が多少早まることがあります。

2 指定管理者募集要項等の配布

指定管理者募集要項等の資料については、次のとおり配布します。

配布期間	令和2年7月13日(月) 午前8時30分 ～7月27日(月) 午後5時15分
配布場所	鳥取県米子市淀江町西原1129番地1 米子市淀江支所1階 鳥取県西部広域行政管理組合 事務局 総務課 ※ 土曜日、日曜日及び祝日を除きます。
ホームページ掲載	上記の配布期間中、指定管理者募集要項等の資料については、組合のホームページに掲載します。

3 説明会及び現地見学会の開催

桜の苑の指定管理者の募集に係る説明会及び現地見学会を、次のとおり開催します。

開催日時	令和2年7月18日(土) 午後3時 7月29日(水) 午後3時
開催場所	桜の苑(鳥取県米子市長砂町1066番地) ※ 開催時間の5分前までに待合室にお集まりください。
内容	1 募集要項等の説明 2 施設の見学
参加申込	参加を希望する団体は、開催日の前々日の午後5時15分までに電話又は電子メールでお申し込みください。 申 込 先: 鳥取県西部広域行政管理組合 事務局 施設工事課(米子浄化場) 電話番号 0859-29-5124 電子メールアドレス shisetsukojika@tottori-seibukoiki.jp 申込事項: 団体名称又は法人名称 参加者の職及び氏名 ※参加者全員分 開催日の前日の午前中に連絡がつく担当者の電話番号
留意事項	1 参加人数は、1団体につき2名までとします。 2 開催日当日は、募集要項等、配布済みの資料を持参してください。 3 参加者多数の場合等、状況によっては日時及び場所を変更する場合があります。 変更の場合は、開催日の前日の正午までに電話にて連絡します。

4 募集に関する質問の受付

募集に関する質問については、次のとおり受け付けます。

受付期間	令和2年7月27日(月) 午前8時30分 ～7月30日(木) 午後5時15分
提出先	鳥取県米子市安倍213番地 鳥取県西部広域行政管理組合 事務局 施設工事課(米子浄化場) 電話番号 0859-29-5124 FAX番号 0859-29-5138 電子メールアドレス shisetsukojika@tottori-seibukoiki.jp
提出方法	FAX又は電子メール
書式	1 A4紙縦向き、横書きとし、書式は任意とします。 2 質問内容は簡潔明瞭に記載するとともに、その質問が生ずる書類等の名称、ページ等を明記してください。
留意事項	1 FAX番号、電子メールアドレスに間違いがないよう留意してください。 2 電話や来訪などによる口頭での質問及び当該期間以外の期間における質問は、一切受け付けません。

5 募集に関する質問の回答

募集に関する質問の回答は、次のとおり行います。

回答日	令和2年8月4日(火)
回答方法	組合のホームページにて、すべての質問と回答をまとめて掲載します。

6 指定管理者の指定の申請の受付

指定管理者の指定の申請については、次のとおり受け付けます。

受付期間	令和2年8月3日(月) 午前8時30分 ～8月24日(月) 午後5時15分 ※土曜日、日曜日及び祝日を除きます。
提出場所	鳥取県米子市安倍213番地 鳥取県西部広域行政管理組合 事務局 施設工事課(米子浄化場)
提出方法	提出書類を直接、提出場所(米子浄化場の2階事務所)へ持参してください。 ※ 郵送、FAX、電子メール等による提出は受け付けません。
留意事項	1 提出後において、提出された書類等の内容を変更することはできません。(軽微な修正を除きます。) 2 組合が必要と認める場合には、追加書類の提出を求めることがあります。

7 1次選定の結果通知

申請団体が5団体以上となり、1次選定会(選定委員会による書類審査)を開催した場合、当該選定の結果は、令和2年9月上旬に指定管理者の指定の申請団体へ書面にて発送します。

また、1次選定の結果は、組合のホームページに掲載します。

8 申請団体による提案説明会の開催

指定管理者候補団体の選定にあたり、申請団体が提出した事業計画書等の内容についての提案説明会を次のとおり開催します。

開催日時	令和2年9月中旬
開催場所	未定
留意事項	提案説明会は、提出された事業計画等の内容について、申請団体が説明をし、選定委員会を確認及び質疑を行う場とします。提出された事業計画等の内容に記載されていない提案については、選定における審査対象としません。

※ 開催日時、場所の詳細については、正式に決定次第、申請者に対してお知らせします。

9 選定委員会の開催

開催日時	令和2年9月中旬～下旬 ※ 提案説明会終了後
開催場所	未定
留意事項	選定委員会は、非公開で行います。

10 選定結果の通知

選定結果は、令和2年11月上旬に申請団体へ書面にて発送し、お知らせするとともに、組合のホームページに掲載します。

なお、選定結果は、指定管理者候補団体の決定を通知するものであり、指定管理者の指定について通知するものではありません。

11 指定管理者の指定の議決

指定管理者の指定は、令和2年11月下旬に開会予定の組合議会定例会において、組合議会の議決を経て行います。

詳細は、「VI 指定管理者の指定及び協定等」を参照してください。

12 協定書の締結

指定管理者の指定後、組合と指定管理者は協議を行い、基本協定を締結します。また、組合と指定管理者は、指定期間中の各年度において基本協定の内容を前提とした年度協定を締結するものとします。

詳細は、「VI 指定管理者の指定及び協定等」を参照してください。

VI 指定管理者の指定及び協定等

1 組合議会の議決及び指定管理者の指定

(1) 議会の議決

指定管理者の指定については、組合議会の議決を経て行いますので、組合議会の承認が得られなかった場合又は否決された場合には、指定管理者として指定することはできないこととなります。この場合、指定管理者候補団体は、申請に要した費用や指定管理者として準備に要した費用等についての損害賠償を組合に請求することはできません。

また、組合議会の議決を経るまでの間に、新たに判明した事実により施設の管理を行うことが不適当と認められた場合や申請団体の事情により指定管理者の指定を辞退した場合には、次点指定管理者候補団体を指定管理者として指定するよう組合議会に議案を上程します。

なお、指定管理者候補団体の責めに帰すべき事由により組合が指定管理者候補団体を指定管理者として指定できず、組合に損害を与えた場合、組合は指定管理者候補団体に対し、これに係る損害賠償を請求する場合があります。

(2) 指定管理者の指定

指定管理者の指定の通知は、指定管理者へ書面にて発送し、お知らせします。

また、組合のホームページにも掲載します。

2 指定管理者の指定の取消し

地方自治法の規定により、指定管理者が次の事由に該当する場合、指定管理者の指定の取消し、若しくは期間を定めて管理業務の全部又は一部の停止を命ずることがあります。

(1) 指定の取消事由

- ① 正当な理由なく、住民が公の施設を利用することを拒否したことが明らかになった場合（地方自治法第 244 条第 2 項関係）
- ② 住民が公の施設を利用することについて、不当な差別的取扱いをしたことが明らかになった場合（地方自治法第 244 条第 3 項関係）
- ③ 組合が行う必要な指示に従わなかった場合（地方自治法第 244 条の 2 第 11 項関係）

(2) 組合への損害賠償請求

指定を取消された場合や管理業務の停止を命じられた場合、指定管理者は組合に対し、これに係る損害賠償を請求することはできません。

(3) 指定管理者への損害賠償請求

指定管理者の責めに帰すべき事由により組合に損害を与えた場合、組合は指定管理者に対し、これに係る損害賠償を請求する場合があります。

3 協定書の締結

(1) 基本協定の締結事項

- ① 指定期間に関する事項
- ② 管理業務の内容に関する事項
- ③ 指定管理料に関する事項
- ④ 事業計画に関する事項
- ⑤ 事業報告に関する事項
- ⑥ 個人情報の保護に関する事項
- ⑦ 情報公開に関する事項
- ⑧ 守秘義務に関する事項
- ⑨ 第三者への委託に関する事項
- ⑩ 施設の維持補修に関する事項
- ⑪ 備品類の取扱いに関する事項
- ⑫ リスク分担に関する事項
- ⑬ 暴力団等の排除に関する事項
- ⑭ 権利譲渡の禁止に関する事項
- ⑮ 損害賠償に関する事項
- ⑯ 指定の取消しに関する事項
- ⑰ 業務の停止に関する事項
- ⑱ 業務の引継等に関する事項
- ⑲ 疑義に対する協議に関する事項
- ⑳ その他組合が必要とする事項

(2) 年度協定の締結事項

- ① 年度協定の期間に関する事項
- ② 指定管理料の支払いに関する事項
- ③ 当該年度の業務に関する事項
- ④ 余剰金等の精算に関する事項
- ⑤ 疑義に対する協議に関する事項
- ⑥ その他組合が必要とする事項

Ⅶ 提出書類等

1 提出書類

次に掲げる書類を揃えて申請してください。共同企業体による申請の場合にあつては、(4)から(9)までに掲げる書類は、すべての構成団体が提出してください。なお、(10)の書類は申請団体に支店、営業所等が含まれる場合に限り、(11)の書類は共同企業体による申請の場合に限り提出してください。

(1) 火葬場指定管理者指定申請書（組合規則第 14 号様式）

(2) 事業計画書（組合規則第 15 号様式）

(3) 収支予算書（組合規則第 16 号様式）

(4) 定款又は寄付行為の写し及び登記事項証明書

※ 法人以外の団体にあつては、会則その他これに類するものの写し

(5) 直前の事業年度の貸借対照表及び財産目録

(6) 組合条例第 13 条各号の規定に該当しないことを証明した書類（別添様式 1）

<組合条例第 13 条各号>

① 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

② 地方自治法第 244 条の 2 第 11 項の規定により指定を取り消され、その取消の日から 2 年を経過しないもの

③ 当該法人等における無限責任社員、取締役、執行役若しくは監査役若しくはこれらに準ずべき者、支配人又は清算人のうちに、次のいずれかに該当する者があるもの

ア 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

イ 成年被後見人又は被保佐人（民法の一部を改正する法律（平成 11 年法律第 149 号）附則第 3 条第 3 項の規定によりなお従前の例により同法による改正前の民法（明治 29 年法律第 89 号）の規定が適用される準禁治産者を含む。）

ウ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から 2 年を経過しない者

エ 公務員であった者であつて、懲戒免職の処分を受け、その処分の日から 2 年を経過しないもの

オ 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。カにおいて同じ。）

カ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。）若しくは暴力団員の利益につながる活動を行う者又はこれらと密接な関係を有する者

(7) 役員等調書兼照会承諾書（別添様式 2）

(8) 直前の事業年度の法人税の納税証明書及び法人住民税の納税証明書の写し（法人住民税の納税証明書は、本店及び圏域内に所在する支店、営業所等のもの。）

※ 法人以外の団体の場合は、団体代表者の個人住民税の納税証明書の写し

(9) 業務実績一覧表（別添様式 3）

(10) 団体概要説明書（別添様式 4）

(11) 共同企業体構成団体一覧表（別添様式 5）

2 提出書類等の主な記載事項、作成上の留意点等

(1) 事業計画書

① 火葬場の管理業務に対する基本方針

本要項及び別添「火葬場の管理に関する仕様書」を踏まえた基本方針のほか、施設の管理運営に当たり、指定管理者として求められる利用者を尊重した高い倫理性と利用者に対する公平性の確保に関する考え方、法令順守の取組に関する考え方を含んだ内容で記入してください。

② 指定管理者の指定を申請した理由

③ 火葬場の現状に対する認識及び今後の在り方

今後の在り方については、施設、設備の維持管理に関する考え方、残骨灰の処理に関する考え方、環境配慮の考え方を含んだ内容で記入してください。

④ 火葬場の管理業務に係る職員体制

ア 利用者に対し適切かつ迅速な対応が図られるよう、計画する業務（事業）の遂行上必要な職員体制を踏まえて記入してください。

イ 組織における責任体制について記入してください。

ウ 配置予定職員の地方公共団体での火葬業務に従事した実績年数について記入してください。

エ 職員の研修計画（事業に関するもの、接遇に関するもの等）について記入してください。

⑤ 緊急時の対応

ア 防犯、防災に対する態勢については、利用者への安全管理、施設の衛生管理及び危機管理、現金や書類の管理方法について記入してください。また、来場者が急に体調不良になった場合等の応急対応についても記入してください。

イ その他の緊急事態に対する態勢については、大規模災害等の発生時においては、組合が行う鳥取県の広域火葬計画^{*1}に基づく対応に連携して取り組むこと、組合が締結している大規模災害時の応援協定に基づく対応に連携して取り組むことも踏まえて記入してください。

加えて、鳥取県西部圏域における大規模災害等の発生時、新型コロナウイルス、新型インフルエンザ等の感染症の流行時においては、組合の業務継続計画^{*2}に基づく対応に連携して取り組むことを踏まえた上で記入してください。

※1 鳥取県地域防災計画 災害応急対策編（共通）第6部－第3章－第5節 広域火葬計画を参照してください。

※2 鳥取県西部広域行政管理組合 BCP【地震・津波編】、鳥取県西部広域行政管理組合新型コロナウイルス感染症対策 BCP 及び鳥取県西部広域行政管理組合新型インフルエンザ等対策 BCP を参照してください。

⑥ 情報の公開を行うための措置

情報公開に関する基本的な取扱方法や、鳥取県西部広域行政管理組合情報公開条例の規定に準じた適切な措置方法について記入してください。

⑦ 個人情報を保護するための措置

個人情報保護に関する具体的な取扱方法や作業マニュアルについての考え方及び個人情報を取り扱う書類の管理方法について記入してください。

個人情報の保護に関する法律に規定する「個人情報取扱事業者」としての業務実績の有無や個人情報保護に関する情報セキュリティマネジメントシステムなどの第三者認証が取得済であれば記入してください。未取得であっても、申請済又は取得予定（申請準備中）であれば、その旨記入してください。また、いずれの場合もそれらを証明できる資料等の写しを添付してください。

なお、当該業務実績や外部認証等の取得等がある場合には、選定の際に加点します。

⑧ 火葬場の運営に関する事項

ア 自主事業計画については、施設の管理運営方針を踏まえて、利用者にとって魅力のある事業を記入してください。

＜他団体における指定管理者による自主事業＞

- ・ 骨壺販売（北アルプス広域連合）
- ・ 写真の展示（今治市）
- ・ 清掃追加、AED（自動体外式除細動器）追加配置（東広島市）

イ 様々な住民のニーズに合わせ、利用者にとって魅力のある利用者に対するサービス向上策について記入してください。

ウ 利用者の要望の把握の方法やその実現策について記入してください。

エ 経費節減のための方針や具体的な取組内容について記入してください。

オ 施設の管理業務のうち第三者に行わせる業務について記入してください。また、当該業務の委託先についての考え方があれば記載してください。

(2) 収支予算書

① 主な記載事項

ア 収入（指定管理者の収入として見込まれるもの）

- (ア) 指定管理料
- (イ) 喫茶売上げ
- (ウ) 自主事業の実施等による収入

イ 支出

- (ア) 施設の維持管理費（人件費、清掃費、保守点検費ほか）
- (イ) 自主事業の実施等による支出（人件費、委託費ほか）

② 収支予算作成上の具体的な留意点等

ア 指定管理料

(ア) 指定管理料の提案

指定管理料の提案については、指定期間中の総額が「297,915千円」（消費税及び地方消費税の額を含みます。）以内としますので、この範囲内で各年度の収支予算書を作成してください。

この金額を超えて収支予算書を提出した団体については失格とします。

なお、令和元年度の収支の概要は、「Ⅱ－２－(3) 決算の状況」のとおりです。

(イ) 指定管理料の決定

指定期間中の指定管理料については、指定管理者候補団体による指定管理料の提案をもとに予算の範囲内で、組合議会の議決を経て決定します。

なお、指定管理料の実際の支払については、指定管理者の請求に基づき分割して支払うこととし、支払時期や金額、方法等は協定書で定めます。

(ウ) 指定管理料の債務負担行為の設定

指定期間中の指定管理料については、地方自治法第214条に基づく債務負担行為を設定していますが、協定書の締結後に、これを補正する予定です。

(エ) 指定管理料の精算

指定管理料については、指定管理者の経営努力により生じた余剰金については、精算を行いません。また、指定管理者の運営に起因した不足額が生じた場合は、原則として補填は行いません。

イ 火葬場使用料

指定期間中の火葬場使用料は、組合の収入とします。

ウ 業務の執行に必要な経費

本要項及び別添「火葬場の管理に関する仕様書」を踏まえ、業務及び管理に必要な経費を見込んでください。

また、業務の執行に必要なシステム経費、消耗品等については、経費に含んで収支予算書を作成してください。管理に当たり、乗用車等の車両が必要となる場合は、その経費も見込んでください。

エ 貸与備品

長期間にわたって使用に耐えうる事務机・椅子、書庫などで組合が所有するものは、組合からの貸与により無償で使用できますが、使用に係る経費、修繕費等は原則として指定管理者の負担となります。また、指定期間中に追加が必要となる備品については、指定管理者の負担とします。貸与備品の取扱い及び所有権並びに貸与備品リストは、別添「火葬場の管理に関する仕様書」に示します。

オ 修繕費

修繕については、原則として、1件当たり5万円以下の修繕を指定管理者が行うものとします。ただし、結果として施設の形状を変更する場合や特殊な施設の修繕については、5万円以下であっても組合と協議の上、修繕を行うこととします。

また、指定管理者の管理上の瑕疵による施設若しくは附属設備等の損傷に伴う修繕に係る経費については、指定管理者が負担することとし、その場合の所有権は組合に帰属することとします。

カ リース品等

現在のAED（自動体外式除細動器）は、令和3年3月31日までのリース物件となります。令和3年4月1日以降も引き続いて設置することとしますので、設置に係る経費を見込んでください。なお、リース以外の方法で調達しても差し支えないものとします。

現在のパソコン、コピー機等は、貸与備品には含まれないため、指定管理者が調達することとします。

キ 損害保険

組合が加入している損害保険は次のとおりです。ただし、損害が指定管理者の責めに帰する場合には、指定管理者がその損害を負担することとなります。

また、損害保険で補填されない経費は、原則として組合が負担することとしますが、5万円以下の修繕など一部の経費については指定管理者に負担を求める場合もあり、その際の経費負担は協議により決定することとします。

なお、指定管理者は、管理の実施に必要と考えられる各種保険に加入することとします。

・建物総合損害共済

災害の種類	支払割合	免責金額	大規模災害の支払限度額	
			1回の事故の支払限度額	同一年度内の限度額の有無
火災・落雷	100分の100	無し	無し	無し
爆発			2億円	
物体の落下・車両の衝突・暴行・破壊行為		損害額 5万円未満	無し	
風・水災	2億円		有り	
雪災・土砂崩れ	100分の100			無し

※ 事業等の実施に係る損害保険等は、必要に応じて指定管理者が加入してください。

(3) 登記事項証明書（法人の場合に限る。）

全部事項証明書（履歴事項証明書）を提出してください。

(4) 決算書類等

申請の日を含む事業年度（以下「申請年度」といいます。）の直前の年度に係る団体の「貸借対照表」及び「財産目録」を提出してください。

※ 申請年度に設立された団体にあつては、その設立時における「貸借対照表」又は「財産目録」を提出してください。

(5) 組合条例第13条各号の規定に該当しないことを証明した書類

① 別添様式1「申立書」により提出してください。

② 別添様式2「役員等調書兼照会承諾書」は申請の資格の審査に必要であり、書類に記載されている個人情報、申請の資格の審査のため、必要な範囲において利用し、又は鳥取県警察等に対し提供します。暴力団員等の該当性については、暴力団員等が役員等になっている申請団体について鳥取県警察等から回答を得るものであり、役員等個人の該当性について回答を得るものではありません（どの役員等が、暴力団員等であるか否かは組合において把握できません。）が、申請団体が保有する個人情報について組合へ提供し、組合が鳥取県警察等へ照会することについては、本人の同意を得るなど、個人情報の保護に関する法律等に基づき適切に処理してください。

(6) 業務実績一覧表

申請団体が過去10年（平成22年度以降）に受注等した、地方公共団体の火葬施設における業務実績（指定管理者としての業務実績、公の施設の管理の受託業務実績など）について、別添様式3により提出してください。

<様式記入例>

発注者	施設名	受注形態	業務内容	業務期間
〇〇市	△△斎場	指定管理	施設の維持管理業務	H25～H29

(7) 提出部数等

提出書類は、正本1部のほか(1)から(5)まで、(8)及び(9)の書類については、副本を15部提出してください。

共同企業体の場合は、指定管理者申請書に共同企業体の名称を明記し、代表となる団体名により申請してください。また、(11)の書類とあわせて、共同企業体を構成する団体間の取決事項や責任割合等を明記した書類を提出してください。

VIII 留意事項

1 事業継続が困難になった場合の措置

指定管理者が次の(1)～(4)のいずれかに該当すると認めるときは、組合は、指定管理者に対して書面により通知した上で、基本協定及び年度協定を解除し、指定管理者の指定を取り消すことができることとします。

- (1) 指定管理者が自らの責めに帰すべき理由により、基本協定又は年度協定に定める事項を履行しないとき、又は履行の見込みがないと明らかに認められるとき。
- (2) 指定管理者が基本協定、年度協定又は関係法令等の条項に違反し、かつ、組合が相当の期間を定めて催告しても、当該違反の状態が解消されないとき。
- (3) 指定管理者の業務の水準が、本募集要項及び仕様書若しくは事業計画における指定管理者の提案内容を満たしていない場合に、組合が必要な改善措置を講じるように是正勧告を行っても改善が見られないとき。
- (4) 指定管理者が協定を履行する上で、必要とされる資格の取消又は停止を受けたとき。

2 業務等の引継ぎ

施設利用者の利便性が損なわれないようにするため、指定管理者業務等に関して円滑に進められるよう、指定期間の開始日（令和3年4月1日）前から、組合及び現在の火葬業務受託業者から業務内容等の引継ぎ等を行います。

なお、準備、引継ぎに要した費用等は、令和3年4月1日からの指定管理者による負担となります。

また、令和3年4月1日からの指定管理者は、令和8年4月1日以後の桜の苑の指定管理者となる団体へ業務内容等の引継ぎを行うこととします。

3 災害時の業務変更

大規模災害等の発生により、組合は指定管理者に対し業務の変更を要請することができるものとし、指定管理者は当該要請に応じるものとします。

4 原状回復

指定管理者は、指定期間が満了し、又は指定が取り消された場合は、組合の指示に基づき施設等の原状を回復することとします。

5 公租公課

公租公課は、指定管理者の負担となります。

6 雇用確保

指定管理者が、新たに職員を雇用する場合には、現在の職員のうち希望する者の雇用について配慮してください。

7 鳥取県西部広域行政管理組合監査委員等の監査

指定期間中、組合の監査委員等が必要と認めるときは、指定管理者に対して帳簿書類等の提出を求め、又は実地に調査をし、監査を行う場合があります。

Ⅸ 別添資料等

1 別添資料

- (1) 桜の苑の指定管理者を選定するための評価基準
- (2) 配置図
- (3) 平面図
- (4) 火葬場の管理に関する仕様書
- (5) 鳥取県西部広域行政管理組合省エネ・地球温暖化対策実行計画
- (6) 鳥取県西部広域行政管理組合の行政事務からの暴力団等の排除に関する合意書
- (7) 米子市環境基本計画
- (8) 鳥取県地域防災計画 災害応急対策編（共通） 第6部
- (9) 鳥取県西部広域行政管理組合 BCP【地震・津波編】
- (10) 鳥取県西部広域行政管理組合新型インフルエンザ等対策 BCP
- (11) 鳥取県西部広域行政管理組合新型コロナウイルス感染症対策 BCP（7月中に策定予定。策定後に組合ホームページに公表。）

2 参考リンク

- 鳥取県西部広域行政管理組合例規集

http://www.tottori-seibukoiki.jp/reiki_int/reiki_menu.html

問い合わせ先

所在地 〒683-0846 鳥取県米子市安倍2 1 3 番地（米子浄化場）
所管課 鳥取県西部広域行政管理組合 事務局 施設工事課
電 話 0859-29-5124
F A X 0859-29-5138
電子メールアドレス shisetsukojika@tottori-seibukoiki.jp
担当者 施設総務担当 林原・矢飼